

検査実施料に関するお知らせ

(管理番号:24-0058)
2024年6月 C

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、令和6年5月31日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0531第2号」により、測定項目の留意事項が変更されましたので、下記の通りご案内いたします。

謹白

記

■ 保険収載内容 一部変更

測定項目	保険点数
百日咳菌核酸検出	360点

下線部分が変更されました。

測定項目	百日咳菌核酸検出
保険点数	360点
検体検査判断料	微生物学的検査判断料(150点)
診療報酬点数表区分	「D023」微生物核酸同定・定量検査「13」
留意事項	～(略)～ (11)「13」の百日咳菌核酸検出は、関連学会が定めるガイドラインの百日咳診断基準における臨床判断例の定義を満たす患者に対して、LAMP法又は <u>PCR法</u> により測定した場合に算定できる。 ～(以下、略)～

■ 適用日

2024(R6)年 6月 1日(土)から適用



株式会社 四国中検

香川検査所:087-877-0111 高知検査所:088-802-7250 松山検査所:089-955-7600 徳島検査所:088-665-3125
<https://www.s-cyuken.co.jp>